

日本語教育機関の認定制度・日本語教員の国家資格 (検討にあたってのイメージ)

1. 日本語教育機関の認定制度 (イメージ)

(1) 日本語教育機関の認定

- ① 日本語教育課程を置く教育機関は、日本語教育課程を適正・確実に実施することができる機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- ② 文部科学大臣は、認定された日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等で公表する。

(2) 認定の効果

- 認定された日本語教育機関は、学生募集の広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

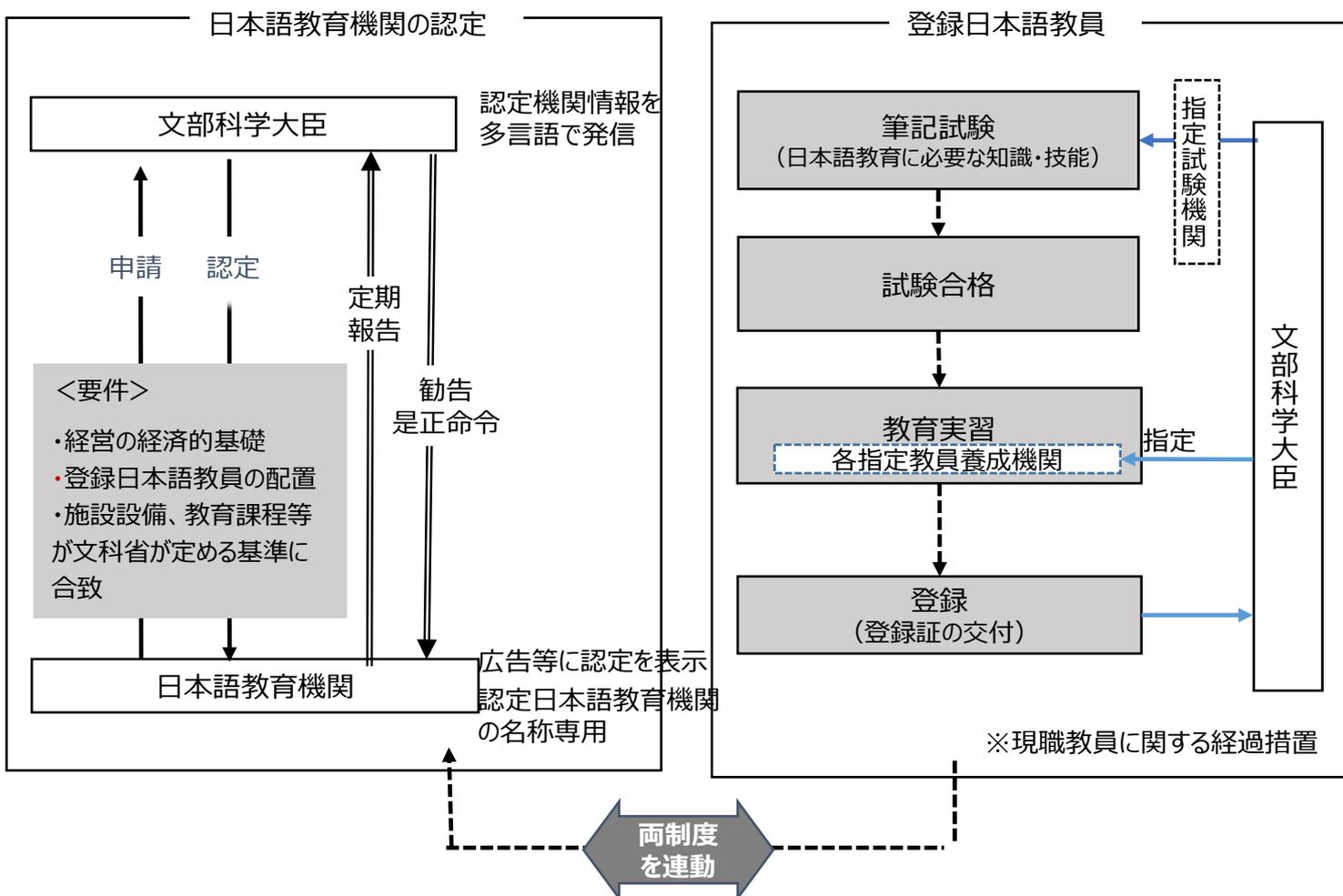
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に、認定された日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し報告を求めるほか、勧告や是正命令など段階的な是正措置を講ずることができることとする。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格 (イメージ)

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験に合格し、文部科学大臣が指定する教員養成機関が実施する教育実習を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 認定日本語教育機関において日本語教育を担当する者は、登録日本語教員であるものとする。

<新制度のイメージ図>



<参考：検討の経緯>

● 令和元年6月 日本語教育推進法

- ・第21条 … (略) …国内における日本語教師 (略) の資格の整備、…その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、… (略) …日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの (略) に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

● 令和2年3月 文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について（報告）」

- ・資格取得にあたっては、試験の合格、教育実習の履修などを要件とすることなどを提言

● 令和3年8月 日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」

- ・日本語教師の資格は、原則として日本語教育能力を判定する試験の合格及び教育実習の履修・修了の2点を求めること
- ・日本語教育機関の標準的な教育の質を確保するため、必要な基準を定め、文部科学省が日本語教育機関の教育内容を評価する仕組み

などを提言

本有識者会議での主な検討事項（案）

令和4年5月31日

日本語教育機関の認定制度に関すること

1. 認定の基準

- 具体的な認定基準（修業年限、授業時間、教育課程、生徒数、教員数、施設設備等）の在り方
※令和3年協力者会議報告に記載された審査項目を踏まえてさらに具体的に検討
※特に教育内容や教育体制に関する基準については、本会議で方向性を取りまとめたのち、より詳細な審査基準について、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において専門的な議論を実施 等

2. 自己点検・情報公表

- 自己点検結果の公表や教育活動の情報公開の項目・手段の在り方 等

日本語教師の国家資格に関すること

1. 筆記試験

- 筆記試験の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
- 筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲 等

2. 教育実習

- 教育実習の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
- 教育実習の免除の対象者 等

3. 指定教員養成機関

- 具体的な指定基準
※令和3年協力者会議報告に記載された項目を踏まえてさらに検討
※本会議で方向性を取りまとめたのち、より詳細な審査基準について、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において専門的な議論を実施 等

4. 日本語教員の登録

- 現職教員に対する経過措置 等

その他

- 登録された教員の情報の活用の在り方
- 日本語教員を対象とした研修の在り方
- その他認定された日本語教育施設及び登録された日本語教員の活用の在り方 等